

新潟市公衆浴場経営安定化事業補助金交付要綱

改正	平成	4年	4月	1日
改正	平成	10年	4月	1日
改正	平成	16年	4月	1日
改正	平成	22年	6月	21日
改正	平成	23年	4月	1日
改正	平成	26年	4月	1日
改正	平成	29年	4月	1日
改正	令和	2年	4月	1日
改正	令和	3年	4月	1日
改正	令和	5年	4月	1日
改正	令和	8年	4月	1日

(趣 旨)

第1条 この要綱は、公衆浴場を確保し市民の保健衛生の維持及び向上を図るため、公衆浴場経営者に対し、浴場経営に最低限必要な光熱水費等運営に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することを目的とし、この交付に関しては、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱で「公衆浴場」とは、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項に基づく営業許可を受けている公衆浴場であって、物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定により入浴料金の統制額を指定されているものをいう。

(交付の対象)

第3条 補助金は、次に掲げる要件を備えている公衆浴場の経営者を交付の対象とする。

- (1) 原則として、浴場経営を今後5年間以上継続して行う意志のある者
- (2) 営業日数が年間概ね250日以上で、経営内容及び利用者の実態から補助金の交付を受けることが妥当と認められる者
- (3) 浴場施設設備の衛生措置状況が関係法令に違反していない者
- (4) 公租公課を滞納していない者

(5) 当該年度分の事業税（当該年度分が確定していない場合、確定している直近の当該税）が非課税の者

(6) 新潟市公衆浴場協同組合（以下「組合」という。）の組合員にあつては、組合推薦を受けた者

（補助対象事業及び補助対象経費）

第3条の2 補助金の交付の対象となる事業及び経費は、別表第1に掲げるものとする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、1浴場当たり別表第1に掲げる対象事業ごとにそれぞれ同表に掲げる対象経費の基準額と実支出額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の合計額とする。この場合において、合計額に1千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 市長は、地域の状況から特に確保することが必要と認められる公衆浴場（以下「指定確保浴場」という。）にあつては1浴場当たり別表第2に掲げる額とすることができる。

（補助金の減額）

第5条 市長は、前条の規定にかかわらず年間営業日数が概ね250日に達しないときは、補助金を減額することができる。

（推薦の届出）

第6条 組合は、第3条第6号に規定する推薦を行う場合は、別記第1号様式に別記第1号様式の2の概要書を添えて別に指定する日までに市長に届けなければならない。

2 組合は、前項の規定により届出を行う場合は、推薦する浴場について第3条第1号から第5号に掲げる要件等について調査し、適正と認めるものを推薦しなければならない。

（交付申請書）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第6条に定める申請書に別記第2号様式の経営計画書を添付し、規則第13条に定める実績報告書に別記第2号様式の2の経営実績書及び新潟市税納税証明書を添付し、それぞれ別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(概算払)

第8条 市長は、必要と認める場合は概算払することができる。

2 補助金の概算交付を受けようとする者は、交付申請時に概算交付願いを市長に提出しなければならない。

(手続代行)

第9条 組合は、次に掲げる手続き等の事務を補助金交付の対象となる経営者から委任を受けてすることができる。

(1) 規則第6条、第7条、第10条、第13条及び第14条の規定による補助金交付申請等の事務

(2) 前条第2項の規定による概算交付願いを提出すること。

(3) 補助金を受領すること。

2 組合は、前項の規定による事務を行おうとする場合は、別記第3号様式の事務受任届に別記第3号様式の2の委任状を添えて市長に提出しなければならない。

(関係書類の整理保存)

第10条 補助金の交付を受ける経営者は、その経営する公衆浴場に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保存しておかななければならない。

附 則

この要綱は、昭和60年6月5日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1（第3条の2，第4条関係）

対 象 事 業	基 準 額	対 象 経 費
「つくり湯」事業 浴場の開場（営業開始） までに湯を用意する事業	年額2,000千円	浴場経営に要する光熱水費・燃料費

別表第2（第4条関係）

指定確保浴場の補助金の額	年額100万円
--------------	---------

別記第1号様式（第6条関係）

補助金交付浴場推薦届

年 月 日

新潟市長 様

新潟市公衆浴場協同組合

理事長

補助事業の名称	新潟市公衆浴場経営安定化事業	
推薦浴場の内訳	指定確保浴場	浴場
	上記以外の浴場	浴場
推薦浴場名及び 事業内容等	別記概要書のとおり	

別記第2号様式（第7条関係）

公衆浴場経営計画書

浴場名			経営者名	
所在地			経営形態	
専業・兼業の別	専業 ・ 兼業 （ ）			
1日平均利用人数	大人	中人	小人	計
	人	人	人	人
年間営業日数	日			
営業時間	時 分から 時 分まで（ 時間 分）			
使用水の種類			下水道使用の有無	
燃料の種類				
浴場業収入額（年間）	入浴料金	物品販売（荒利益）	雑収入	
	円	円	円	
浴場業経費（年間）	光熱水費	燃料費		
	円	円		
経営安定化補助金交付申請額			円	

補助金交付申請額算出内訳

つくり湯事業	光熱水費・燃料費	(A)	円
	光熱水費・燃料費基準額	(B)	円
	補助対象経費選定額	(C)	円
	補助所要額	(C) × 1/2 = (D)	円
備考			

別記第2号様式の2（第7条関係）

公衆浴場経営実績書

浴場名			経営者名	
所在地			経営形態	
専業・兼業の別	専業 ・ 兼業 （ ）			
1日平均利用人数	大人	中人	小人	計
	人	人	人	人
年間営業日数	日	年間営業日数が250日を満たないときの理由		
営業時間	時 分から 時 分まで（ 時間 分）			
使用水の種類			下水道使用の有無	
燃料の種類				
浴場業収入額（年間）	入浴料金	物品販売（荒利益）	雑収入	
	円	円	円	
浴場業経費（年間）	光熱水費	燃料費		
	円	円		
経営安定化補助金所要額				円

補助金交付申請額算出内訳

つくり湯事業	光熱水費・燃料費	(A)	円
	光熱水費・燃料費基準額	(B)	円
	補助対象経費選定額	(C)	円
	補助所要額	$(C) \times 1/2 = (D)$	円
補助金交付決定額	(E)	円	
差引過不足額	$(E) - (D) = (F)$	円	
備考			

事 務 受 任 届

年 月 日

新潟市長 様

新潟市公衆浴場協同組合

理事長

事務受任の内容	<ol style="list-style-type: none">1 経営安定化事業補助金（以下「補助金」という。）の交付申請（実績報告）をすること。2 補助金交付決定（確定）の通知を受けること。3 補助金変更の申請及び承認を受けること。4 概算交付に関する事務をすること。5 補助金を受領すること。
添付書類	委任状 通

